**国内スーパーにおけるエシカルなバナナ調達に関する**

**公開質問状及び回答票**

エシカルなバナナ調達にかかわる実態把握のために、貴社の全般にかかわる調達方針及び体制とバナナサプライチェーンに特化した方針・実態・対策についてそれぞれお答えください。

**質問1　全般の調達方針と体制について**

**質問1-1　調達方針について**

**質問1-1-1**

環境・社会問題に配慮した商品の調達を行うための方針を策定していますか。また、策定していない場合、今後策定する予定はありますか。

□A. 調達方針を策定している

 （名称・公開場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　例；URL

□B. 調達方針としては策定していないが事業全般のCSR方針などでカバーしている

 （名称・公開場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　例；URL

□C. 現在は全般の環境・社会配慮方針のみだが、調達方針に特化した方針の策定を検討している

 （策定・公開予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□D. 調達における特別な環境・社会問題への配慮はしていない

（その理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問1-1-2**

質問1-1-1でA~Cとお答えした方に伺います。策定しているもしくは検討中である調達方針において、どのような環境・社会問題への配慮を定めていますか（複数回答可）

□A. 土壌や水系・大気の汚染を引き起こしていないか

□B. 野生生物や生物多様性への悪影響を及ぼしていないか

□C. 先住民族・居住者の生活や土地・文化を侵害していないか

□D. 児童労働や、劣悪な環境・条件での労働を行っていないか

□E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか

□F. オーガニック／フェアトレードなどの環境・社会配慮型商品の調達目標を定めている

□G. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□H. 対象とする環境・社会問題は特定していない

**質問1-1-3**

質問1-1-1でA~Cとお答えした方に伺います。策定しているもしくは検討中である調達方針は特定の商品に限られていますか

□A. 電気電子製品やパームオイルなど特定のハイリスク商品にのみ方針を適用している

　（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□B. 商品全般に摘要している

**質問1-2　サプライチェーン上のコンプライアンス・調達方針徹底について**

**質問1-2-1**

サプライヤーによるコンプライアンスや環境・社会配慮行動をどのように徹底させていますか？（複数回答可）

□A. サプライヤーとの取引基本契約書に、調達方針・コンプライアンス要件を組み入れている

□B. 取引契約とは別にサプライヤーと合意書を交わしている

□C. 一次取引先への通達事項として徹底を書面などで明示的に伝えている

□D. 特に文書化は行なっていないが、サプライヤーに対して機会あるごとに口頭などで求めている

□E. 自社の独自の取り組みとしてではなく、第三者認証機関などを通じて徹底させている

 （認証機関：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□F. サプライヤーに対して特に徹底させていない

□G. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問1-2-2**

質問1-2-1でF以外を選択された方に伺います。上記に含まれる内容について下記よりあてはまるものをお答えください。（複数選択可）

□A. サプライヤーによるコンプライアンスを取引継続要件にしている

□B. サプライヤーによる環境・社会配慮行動を取引継続要件にしている

□C. サプライヤーが、二次以下のサプライヤーに対して調達方針を遵守するように影響力の程度に応じて適切な措置をとることを求める

□C. サプライヤー自身による調達方針策定・公開や調査の実施を求める

□D. サプライヤーのコンプライアンス・調達方針遵守状況を自社に報告することを求める

□E. 必要に応じて立ち入り監査を行なう権限を自社・あるいは第三者機関が有するようにしている

□F. 必要に応じて抜き打ちあるいは覆面監査を行なう権限を自社・あるいは第三者機関が有するようにしている

□G. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問1-3　リスク特定／ステークホルダーエンゲージメントについて**

**質問1-3-1**

サプライヤーによる問題行動あるいはそのリスクを特定するために貴社が行なっている取り組みをお答えください。（複数回答可）

□A. 一定水準の信頼性を持った報道メディアを日常的に確認し、関連する自社取扱商品へのリスクを分析している

（対象メディア：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（対象メディア選定基準：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□B. サプライヤーに対してコンプライアンス・調達方針遵守状況を自社に報告することを求めている

□C. 商品にかかわる環境・社会リスクの専門性を持った外部機関（業界団体、NPO/NGO、労働組合、学会など）からリスクに関するヒアリングを定期的に行っている

（頻度：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□D. 苦情申し立て制度等ステークホルダーからのフィードバックを得る仕組みとしてを導入している

□E. その他　（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問1-3-2**

質問1-3-1でDと答えた方に伺います（質問1-3-3まで）。フィードバックを得る対象と想定している相手を示す欄にチェックを入れ（複数回答可）、具体的仕組み（例：オンラインフォーム＜URL:　　　＞など）をお書きください。

□A. サプライヤー

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□B. 顧客・製品使用者

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□C. 従業員

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□D. NGO・NPO・ジャーナリストなど第三者視点

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□E. 一次生産者・サプライヤー従業員など当事者

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□F. その他（　　　）

　（仕組み：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（対応言語：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問1-3-3**

フィードバックを得た場合の対処プロセスを公開可能な範囲でお書きください。

**質問1-4　情報公開について**

貴社のサプライヤーがコンプライアンス違反、調達方針違反に関与していることが判明した場合、その状況、対策、対応後の状況に関する情報公開はどのように行ないますか？

□A. 速やかにウェブサイトなどで問題の実態、解決のための取り組みと、問題の解消状況について公開する

□B. 年次報告書・CSR報告書などで他案件と共に公開する

□C. 担当部署への問い合わせがあれば返答するが公開情報としての掲載・配布は行なわない

□D. 個別案件に関する情報公開は行なわない

**質問1-5　対策の検証について**

貴社のサプライヤーがコンプライアンス違反、調達方針違反に関与していることが判明し、その対策を求めた場合に、その対策が実際に執行され、人権・環境問題の改善につながったことをどのように検証しますか？

□A. 自社の従業員を監査要員として、状況を検証する

□B. サプライヤーから報告書の提出を求める

□C. 第三者機関による検証を求める

□D. 当該ステークホルダーとのホットラインを設け、改善状況について速やかかつ直接的な情報収集を行なう

□E. 特に問題改善の検証は行なわない

※全般の調達方針とデュー・ディリジェンスに関しては以上です、次項よりバナナのサプライチェーンについてお伺いします。

**質問2　バナナサプライチェーンの管理状況**

**質問2-1　サプライチェーンの把握状況**

貴社で販売するバナナに関わるサプライチェーンをどの範囲まで把握していますか？

（商品・レーベルによって異なる場合は複数回答の上、下記記述欄に具体的に記載ください）

□A. 農園・梱包工場番号・担当収穫者まで自社として把握している

□B. 農園・梱包工場番号まで自社として把握している

□C. 栽培地域（県・州など広域自治体）のみ自社として指定・把握している

□D. 自社としては把握していないが、追跡番号の記載を義務付けることでサプライヤーに照会できる仕組みを構築している

　（一次サプライヤーが把握している範囲：　　　　　　　<例：農園まで>）

□E. バナナの産地については把握していない

＜商品・レーベルごとに異なる場合＞

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

商品・レーベル名：　　　　　　　把握状況（A・B・C・D・E）

**質問3　バナナサプライチェーンにおける農薬・化学薬品などの扱いについて**

**質問3-1**

バナナ生産における防虫・防カビ剤などの農薬使用にあたっては栽培地各国あるいは地域における、労働者及び周辺環境への安全配慮から様々な規制が定められています。しかし、一部栽培国においては、薬品の人体・環境への有害性が国際的に認められているものの、当該国における規制行政が遅れていることがNGO・ジャーナリストなどから指摘されています。そこで、貴社の取り扱いバナナにかかわる農薬の種類への規制についてはどのような基準を設けていますか？

□A. 栽培国の法律・条例の順守を基準とする（現地コンプライアンス）

□B. 栽培国及び日本の使用基準に照らし合わせ、より安全配慮基準の厳しい基準を採用する（ダブルスタンダード防止）

□C. OECD（経済協力開発機構）、WTO（世界貿易機関）、TPP（環太平洋経済連携協定）など日本が加盟する国際機構・協定の加盟国の使用基準に照らし合わせ、もっとも安全配慮基準の厳しい基準を採用する

　　（具体的に参照する国際機構：　　　　　　　　　）

□D. 農薬使用にあたっては具体的な基準は設けていない

**質問3-2**

農薬の空中散布については、ドローン技術の発展もあり、短時間で広範囲に農薬を散布する手段としてその効率性が注目されています。しかし、その一方で樹上を超える高度からの散布については風による農園近隣への薬品の飛散（ドリフト）が深刻な環境破壊・私有地の汚染を伴うとしてヨーロッパやオーストラリアなどの一部地域では薬品の種類にかかわらず原則として禁止されています。貴社の取り扱うバナナレーベルに関連して空中散布、その他散布方法に対する安全・環境配慮を求めていますか？

□A. 周辺環境及び地域住民への安全配慮の観点から農薬の空中散布、その他安全性が問われている散布方法に関してはサプライヤー農園に対して禁止している

□B. 周辺環境及び地域住民への安全配慮の観点から農薬の空中散布、その他安全性が問われている散布方法に関しては、禁止されている地域からのみ調達をしている

□C. 周辺環境及び地域住民への安全配慮の観点から空中散布、その他安全性が問われている散布方法に関しては、安全配慮ガイドラインを設けるようサプライヤー農園に義務付けている

□D. 空中散布を含む農薬の散布方法などについては特に基準を設けていない

**質問4　バナナサプライチェーンにおける労働環境・労働者保護について**

**質問4-1**

発展途上地域における農園労働については、貧困地域から悪質なブローカーを通して斡旋される債務労働を含む強制労働や児童労働など「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」にて撤廃を強く求められている類の労働がしばしば摘発されています。貴社の取り扱いバナナに関連してこれら労働形態を撤廃するためにどのような取り組みを進めていますか？（複数回答可）

□A. サプライヤーへの通達・契約条件として定めるなどの書面での取り組みを行なっている

□B. 担当部署を設け、問題が発覚した際のエンゲージメント、代替調達先の確保などの行動基準を定めている

□C. 担当部署を設け自社サプライヤーに対する直接の独自監査を行なっている

□D. サプライヤーへ上記観点を含む監査および報告を義務付けている

**質問4-2**

4-1でC、Dと答えた方のみお答えください

・監査には抜き打ちあるいは覆面監査が含まれますか？　　□はい □いいえ

・監査時の通訳には第三者機関によって派遣された通訳者を同行させていますか？　□はい　□いいえ

・その他、監査において特定の取り組みがあればご記入ください

**質問4-3**

教育水準が必ずしも高くない発展途上地域における土地取得や栽培契約の妥結については、情報格差による悪質な契約がしばしば指摘されていることから、地域住民との契約における事前の十分な情報に基づく自由意思による同意（FPIC）の必要性が注目されています。貴社の取り扱いバナナについては、農園の土地取得並びに栽培契約におけるFPICにかかわる基準を設けていますか？（複数回答可）

□A. 契約書は契約者が母語とする言語で作成する、あるいは翻訳版を作成し、同等の効力を持つものとしている

□B. 契約締結前に第三者による契約内容の説明および立ち合い署名を義務付けている

□C. 契約内容の検証・事後確認を可能にするために契約書は二通作成し、同等の効力を持つものとしている

□D. 契約時のFPICに関する定めは特にない

**質問4-4**

近年フィリピンでは「偽装請負（現地表現では＜Labor only Contracting＞）」による労働法違反が深刻な社会問題として報告されています。2018年5月にはフィリピン雇用労働省が悪質な偽装請負を継続している恐れがある企業として20社を指名（※）していますが、その中に貴社のサプライヤーは含まれていますか？

□A. 含まれている

□B. 含まれていない

□C. 把握していない

※Companies Engaged and Suspected to be Engaged in Labor-Only Contracting

（フィリピン労働雇用省2018年5月発表）

|  |  |
| --- | --- |
| Jollibee Food CorporationDole Philippines, Inc.Phil. Long Distance Telephone Co.Philsaga Mining CorporationGeneral Tuna CorporationSumi Phils. Wiring Systems CorporationFranklin Baker Inc.Pilipinas Kyohritsu, Inc.Furukawa Automotive Systems Phil., Inc.Magnolia Inc. | KCC Property Hoidings, Inc.Sumifru Philippines, Corp.Hinatuan Mining CorporationKCC Mall De ZamboangaBrother Industries (Philippines) Inc.Philippine Airlines & PAL ExpressNidec Precision Philippines CorporationPeter Paul Phil. CorporationDolefil Upper Valley OperationsDOLE-Stanfilco |

**質問4-5**

質問4-4でAと答えた方は実態に即して、Cと答えた方は含まれていたと仮定してお答えください。

指摘を受けて、すでに取り組んでいること、あるいは予定されている取り組みについて可能な限りお答えください

**質問5　バナナに関する環境・社会配慮型商品の調達について**

**質問5-1**

バナナ調達に関連してフェアトレード、オーガニック（有機栽培）などの環境配慮型商品の調達に関する規定はありますか？

□はい □いいえ

（「はい」の場合具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**質問5-2**

貴社で環境社会配慮型商品として定めているラベルは下記のいずれに該当しますか？　（複数回答可）

□A. WFTO

□B. Fairtrade International（FLO）

□C. レインフォレストアライアンス

□D. GGN

□E. MSC

□F. FSC

□G. USDA Organic

□H. 有機JAS

□I. その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　）

公開質問状の設問は以上です。次項に今後回答内容などについてご連絡差し上げるためのご担当者様の連絡先などご記入くださいますようお願いいたします。

# ご回答者について

|  |
| --- |
| ご担当者様のご連絡先記入をお願いいたします。（会社名以外の情報は外部には公開いたしません。）会社名：部署名：役職：お名前：〒・住所：電話：FAX：e-mail： |

お忙しい中のご協力、誠にありがとうございました。

**返送先　　Email：****info@e-banana.info**

エシカルバナナキャンペーン実行委員会（担当：田中）

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7-11 東洋ビル　Tel：03-5209-3455　Fax：03-5209-3453

（アジア太平洋資料センター(PARC)内）

　質問状掲載URL：

※お問合せは出来るだけメールでお願いします。また、回答はWord文書でご送付ください。